

ヘルスケア・医療情報通信技術研究会 コンペティション  
(IEICE Technical Committee on Healthcare and Medical Information  
Communication Technology, Competition)  
選奨規定

(2016年3月16日)

第1条 ヘルスケア・医療情報通信技術研究会コンペティション最優秀賞、優秀賞（以下、最優秀賞及び優秀賞と略す）は、ヘルスケア・医療情報通信技術研究会コンペティションにおいて、所定の事前審査を通過し、かつ最終審査当日に発表を行った対象者の中から特に優秀な者に対して授与される。なお、最優秀賞、優秀賞の有無は、応募件数により、事前に定めるものとする。

第2条 最優秀賞は、賞状ならびに副賞として、副賞は1件あたり10,000円相当または10,000円以下の図書カードとする。優秀賞は、賞状ならびに副賞として、副賞は1件あたり5,000円相当または5,000円以下の図書カードとする。

第3条 最優秀賞及び優秀賞の受賞者を選定するため、コンペティション審査委員会を設置する。コンペティション審査委員会の審議に基づき、受賞候補となる発表者をヘルスケア・医療情報通信技術研究専門委員会へ推薦する。

第4条 コンペティション審査委員会の構成ならびに最優秀賞・優秀賞候補の発表の具体的な選定方法については、別途定める。

第5条 最優秀賞ならびに優秀賞は、他研究会や他学会との共催の場合にも、上記の事項(選考作業や、副賞の確保について)を概ね共催相手と折半して、選出することができる。詳細について疑義が生じた場合には適時共催相手と議論の上柔軟に決定する。

この規程は平成28年3月16日から施行する。

以上